

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 9 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
認知症施策・地域介護推進課
高 齢 者 支 援 課
老 人 保 健 課

特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業の
第 10 期介護保険事業（支援）計画への位置付け等について

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正に伴い、令和 9 年 4 月 1 日に、中山間・人口減少地域における特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業に係る規定が施行されます。

特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業の第 10 期介護保険事業（支援）計画への位置付けについては、全国介護保険担当課長会議（※）において、第 10 期計画における記載イメージとして、「第 10 期計画期間中に特例介護サービスの新たな類型を活用することについて、地域における関係事業者や住民など、関係者の意見を幅広く聞きながら、検討する。」等の記載例をお示ししているところです。

これを踏まえ、特定地域の指定を受ける地域があることが想定され、特定地域サービス又は特定地域居宅サービス等事業の活用可能性がある都道府県・市町村におかれては、

- ・ 第 10 期介護保険事業（支援）計画には、サービス提供体制の確保に関する現状と課題や具体的な施策に関する記載等において、「第 10 期計画期間中に、特定地域サービスや特定地域居宅サービス等事業の必要性を検討する（、又は活用を検討する）」等、第 10 期計画期間中の取組内容を記載すること
- ・ その上で、特に市町村（保険者）においては、管内の介護サービス事業者や地域住民等から幅広く意見を聞きつつ、今後施行に向けて国がお示しする特定地域サービスや特定地域居宅サービス等事業の詳細を踏まえて、第 10 期計画期間中には、これらの実施の可否を決定すること

について、ご対応をお願いいたします。

なお、既存サービスから特定地域サービスや特定地域居宅サービス等事業への移行を円滑に行うためには、自治体と介護サービス事業者、地域住民との間で丁寧な調整が必要であり、一定の準備期間が必要となるものと考えています。このため、十分な準備期間を設ける観点

から、新サービスの開始時期については、必ずしも令和9年4月1日である必要はなく、各都道府県・市町村の状況に応じ、第10期計画期間の途中や、第11期計画期間の冒頭となることも差し支えない旨、申し添えます。

※全国介護保険担当課長会議資料3－4 介護保険計画課（2）（令和8年7月15日）
pp. 255-256 参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001723292.pdf>